

納税準備預金

平成 26 年 4 月 1 日現在

1. 商品名（愛称）	納税準備預金
2. 販売対象	・ 法人、個人
3. 期間	・ 特に期間の定めはありません
4. 預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・ 随時預入 ・ 1 円以上 ・ 1 円単位
5. 払戻方法	・ 租税納付にあてる場合に限り払戻しできます。
6. 利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	・ 毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・ 年 2 回（3 月、9 月）の当金庫所定の日に元金に組入れします。 ・ 1 年を 365 日とする日割計算 毎日の最終残高 1,000 円以上について、付利単位を 100 円として利息を計算します。
7. 税金	・ 利息には所得税はかかりませんが、租税納付以外の目的で払戻した場合には、個人には 20%の税金（国税 15%、地方税 5%）がかかり、法人は総合課税となります。（ただし、預金者が納税貯蓄組合法に基づく納税貯蓄組合の組合員である場合には、その払戻額の合計額が同法に定める一定金額以下のときは所得税はかかりません。） ※2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の税金がかかります。
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	—
10. 中途解約の取扱い	—
11. 金利情報の入手方法	・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボード、当金庫のホームページをご覧ください。また、または窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・紛争 解決措置	・ 「苦情処理措置・紛争解決措置等の概要」をご覧ください。 https://www.shinkin.co.jp/obishin/policy/complaint/

納税準備預金

13. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none">・利息には所得税はかかりませんが、租税納付以外の目的で払戻した場合には、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、店頭に表示する毎日の普通預金利率によって計算し、課税扱いとなります。・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって合算して元本 1,000 万円までとその利息等が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預積金元本を合計して 1,000 万円までとその利息等が保護されます。)
----------------	--

©くわしくは窓口にお問い合わせください。